

## [事案 2024-373] 給付金支払等請求

・令和7年10月8日 裁定終了

### <事案の概要>

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和5年10月にAクリニックにて左上腕皮膚腫瘍の摘出術（手術①）を受けたため、同年8月にインターネットで契約した組立型保険にもとづき給付金を請求したところ、責任開始期前の原因による手術であることを理由に支払われなかった。その後、令和6年4月にBクリニックにて左大腿部腫瘍の摘出術（手術②）を、同年6月にBクリニックにて左前腕腫瘍の摘出術（手術③）を受けたため、本契約にもとづき給付金を請求したところ、支払われた。さらに、同年7月にBクリニックにて左手腫瘍の摘出術（手術④）を受けたため、本契約にもとづき給付金を請求したところ、約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、手術④の給付金は支払われず、手術③の給付金の戻入れを求められた。しかし、以下の理由により、手術④の給付金を支払い、手術③の手術給付金の戻し入れを撤回してほしい。

- (1) 自分は、治療を目的として手術③④を受けた。実際、Bクリニックでは、保険診療の対象となる手術を受け、摘出した腫瘍には病理検査が行われている。
- (2) 保険会社は、美容外科手術に相当すると述べるが、それはあくまで保険会社の考えにすぎず、自分は皮膚皮下腫瘍が悪性かどうか分からなかったので治療のために摘出手術を受けた。このことは、医師の回答書には手術は医師の指示によることが記載されていることから明らかである。
- (3) また、通院の際、左大腿裏の部位にある皮膚皮下腫瘍のようなものの診察を受けた際には、医師から切除不要であると言われたため、左大腿裏の腫瘍については手術を受けていない。
- (4) 保険会社は、給付金不払いの理由として、観察期間がないことや切除した腫瘍の大きさに触れているが、観察期間をおくことや腫瘍が一定以上の大きさであることは約款に記載がない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社の調査の結果、手術②③④は全て、発症時期が不明、初診日から手術日までは2日間～4日間、申出内容・受診内容は「(申立人の) 精査希望にて手術予定」、手術適応と判断しなかった場合の医学的影響は「(正確な) 診断がつけられない」で悪性の可能性等の記載がないことが判明した。また、病理結果は、手術②は「Deramtofibroma (皮層繊維腫)」で大きさ3～6cm、手術③は「NCN (母斑細胞母斑)」で大きさ2cm未満、手術④は「lentigo simplex (ほくろ、黒子)」で大きさ2cm未満であることが確認できた。なお、腫瘍の大きさ(2cm未満)は、単に手術コードに沿ったものを記載したものと考えられ、小さい腫瘍と判断した。
- (2) 母斑などの良性腫瘍は経過観察が可能であり、外科的切除は不要な場合がほとんどで、悪性腫瘍が疑われる場合は、診察時にダーモスコピー検査を行い、評価が困難な場合は観察期間を置くまたは専門機関へ紹介し、悪性腫瘍の疑いが強い場

合は不適切な切除を避け、専門機関へ紹介となるのが一般的である。手術②③④は、いずれも良性腫瘍であり、初診日に申立人からの精査希望により観察期間もなく手術予定としている。これは、担当医が悪性の可能性が低いと判断したが、申立人の希望により手術したものと評価でき、一般医学的には手術の必要性はなかったものと判断できる。

#### ＜裁定の概要＞

##### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各手術の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

##### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。